

資 料

1	せたがや自治政策研究所関連の規則・要綱	181
2	組織図と事務分掌	189
3	運営体制	190
4	調査・政策研究メンバー	191
5	研究所の主な動き（直近5年間）	192
6	これまでの研究テーマ	193
7	予算	193
8	都市シンクタンク等一覧	194

1 セタガヤ自治政策研究所関連の規則・要綱

(1) セタガヤ自治政策研究所設置規則

平成19年3月30日

規則第40号

改正 平成24年7月31日規則第78号 平成26年3月31日規則第18号

(設置)

第1条 区政に関する総合的な調査研究を行うため、セタガヤ自治政策研究所（以下「研究所」という。）を政策経営部に置く。

一部改正〔平成24年規則78号・26年18号〕

(所掌事項)

第2条 研究所は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区の政策及び施策の調査研究に関すること。
- (2) 区の政策及び施策の提言に関すること。

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 次長
- (4) 主任研究員
- (5) 研究員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 所長は参与のうちから区長が任命し、副所長は政策経営部長を、次長は政策経営部政策研究・調査課長を、主任研究員は政策経営部政策研究・調査課政策研究・調査担当係長を、研究員は政策経営部政策研究・調査課の職員をもって充てる。

一部改正〔平成24年規則78号・26年18号〕

(職務)

第4条 所長は、区長の命を受け研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長の命を受け研究所の事務及び調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、所長の命を受け研究所の事務及び調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、調査研究を行う。

4 主任研究員は、調査研究を行うとともに、所長、副所長及び次長の指定する調査研究等の管理を行う。

5 研究員は、所長、副所長及び次長の指定する調査研究等を行う。

一部改正〔平成24年規則78号〕

(情報の提供)

第5条 研究所の研究成果の情報は、区民等に提供するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第78号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第18号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 世田谷区参与（せたがや自治政策研究所所長）設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日
18 世企第 154 号

（目的）

第1条 この要綱は、世田谷区参与（せたがや自治政策研究所所長。以下「参与」という。）の職を設置し、その取扱いに関して参与及び専門委員の設置等に関する規則（昭和 53 年 7 月世田谷区規則第 43 号。以下「区規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 参与は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第3条 参与は、次の職務を行うものとする。

- (1) せたがや自治政策研究所の調査研究等を掌理し、所属職員を指揮監督すること。
- (2) その他区政に対する助言・提案に関すること。

（任用）

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その識見が卓越し、職務経験豊かな者から、参与として任用する。

（定数）

第5条 参与の定数は、1名とする。

（任用期間）

第6条 参与の任用期間は、1年以内とする。

ただし、その再任を妨げない。

（勤務態様）

第7条 参与の勤務日数、勤務時間は、区長の指定による。

（報酬及び費用弁償）

第8条 参与の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月世田谷区条例第 28 号）及び世田谷区非常勤職員の報酬及び費用に関する規程（昭和 40 年 6 月世田谷区訓令甲第 39 号）の定めるところによる。

（服務）

第9条 参与の服務は、区規則の定めるところによる。

（公務災害等の補償）

第 10 条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年 4 月特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）に定めるところによる。

（委任）

第 11 条 この要綱について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(3) せたがや自治政策研究所特別研究員設置要綱

平成 19 年 7 月 1 日

19 世政研第 22 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日 20 世政研第 49 号

平成 22 年 3 月 1 日 21 世政研第 46 号

平成 24 年 3 月 6 日 23 世政研第 32 号の 1

平成 24 年 8 月 1 日 24 基政第 4 号

平成 26 年 3 月 28 日 25 世基政第 117 号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区政策経営部におけるせたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)調査研究業務の円滑な運営のために、せたがや自治政策研究所設置規則(平成 19 年 3 月 規則第 40 号)第3条第1項第6号の規定に基づき、せたがや自治政策研究所特別研究員(以下「特別研究員」という。)の職を設置し、その取扱いに関する世田谷区非常勤職員規則(昭和 32 年 4 月 世田谷区規則第 5 号。以下「区規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 特別研究員は、地方公務員法(昭和 25 年 法律第 261 号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 特別研究員は、せたがや自治政策研究所次長(以下「次長」という。)の指揮監督のもとに、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 研究所の調査研究等に関すること。
- (2) その他研究所の業務に関し、次長の指示する事項

(任用)

第4条 区長は、自治政策等に精通し、その専門知識を用いて、実証的調査研究が行える者から、特別研究員として任用する。

(定数)

第5条 特別研究員の定数は、予算の範囲内で別に定める。

(任用期間等)

第6条 特別研究員の任用期間は、年度を単位とし、1 年以内とする。

2 区長は、特別研究員について勤務実績等を考慮して、任用期間を更新することができる。

(勤務態様)

第7条 勤務日及び勤務時間は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 特別研究員A
ア 勤務日数は、各月 8 日とする。
イ 正規の勤務時間は、1 日 6 時間とする。
- (2) 特別研究員B
ア 勤務日数は、各月 16 日とする。
イ 正規の勤務時間は、1 日 7 時間とする。

2 勤務日及び正規の勤務時間の割振り及び変更並びに勤務場所は、職務実態に応じて次長が定める。

3 特別研究員の休憩時間は、勤務の実態に応じて別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第8条 特別研究員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 10 月 世田谷区条例第 28 号)及び世田谷区非常勤職員の報酬及び

費用弁償に関する規程(昭和 40 年6月世田谷区訓令甲第 39 号)の定める所による。

- 2 前条の規定による正規の勤務時間を超えて勤務することを命じたときは、当該勤務時間を超えて勤務した時間に対して1時間につき、勤務1時間の報酬額の 100 分の 125 の報酬を加算した額を報酬額とする。
- 3 前項の規定に関する手続きは、一般職員の手続きに準じて行う。

(報酬の減額)

- 第9条** 特別研究員が定められた勤務日数又は勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない日数又は時間について報酬を減額する。

- 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区非常勤職員の特別休暇に関する要綱(平成 26 年2月 18 日 25 世職第 628 号)において特段の定めがある場合は、報酬の減額を免除するものとする。

(年次有給休暇)

- 第 10 条** 特別研究員に対する年次有給休暇の付与日数は、会計年度を単位として別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中に任用された特別研究員に対する当該年度における年次有給休暇の付与日数は、別表2のとおりとする。

- 3 特別研究員の年次有給休暇は、1日を単位として付与する。ただし、次長は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。

- 4 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、特別研究員Aにあっては6時間、特別研究員Bにあっては7時間をもって1日とする。

- 5 特別研究員の年次有給休暇は、任用された日から当該年度の末日までに行使することができる。ただし、任用期間が更新され、かつ前年度に新たに付与した年次有給休暇のうち使用しなかった日数がある場合は、翌年度に限りこれを繰り越して行使することができる。

- 6 特別研究員の年次有給休暇の申出及び承認並びに繰越しに係る手続きは、一般職員に準じて行う。

(特別休暇)

- 第 11 条** 特別研究員の特別休暇については、世田谷区非常勤職員の特別休暇に関する要綱(平成 26 年2月 18 日 25 世職第 628 号)の定めるところによる。

(育児休業及び部分休業)

- 第 12 条** 特別研究員の育児休業及び部分休業については、非常勤職員育児休業実施基準(平成 17 年3月 1 日世職発第 613 号)の定めるところによる。

(介護休暇)

- 第 13 条** 特別研究員の介護休暇については、非常勤職員介護休暇実施基準(平成 17 年3月 1 日世職発第 614 号)の定めるところによる。

(服務)

- 第 14 条** 特別研究員の服務は、区規則の定めるところによる。

(免職)

- 第 15 条** 特別研究員の免職は、区規則の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

- 第 16 条** 特別研究員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号)に定めるところによる。

(社会保険等)

- 第 17 条** 特別研究員(本要綱第7条において、勤務日数が月 16 日の者)の社会保険等の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の定めるところによる。

(研修)

- 第 18 条** 次長は、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるために、必要に応じて職場内研修に参加さ

せる。

(健康診断)

第19条 特別研究員には、一般職員に準じて定期健康診断を実施する。

(委任)

第20条 この要綱について必要な事項は、総務部長と協議の上、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月1日 21世政研第46号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日 23世政研第32号の1)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月1日 24世基政第4号)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日 25世基政第117号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(4) せたがや自治政策研究所政策形成アドバイザーに関する要綱

平成 24 年 4 月 1 日

24 世政研第 27 号

改正 平成 24 年 8 月 1 日 24 基政第 3 号 平成 26 年 3 月 25 日 世基政第 112 号

(目的)

第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所設置規則(平成 19 年 3 月 世田谷区規則第 40 号)第3条第1項に規定するせたがや自治研究所を組織する者のうち、同項第6号の区長が必要と認める者の委嘱等について必要な事項を定めることを目的とする。

(命名)

第2条 この要綱に基づき委嘱する者を「せたがや自治政策研究所政策形成アドバイザー」と称する。

(委嘱)

第3条 せたがや自治政策研究所政策形成アドバイザー(以下「政策形成アドバイザー」という。)は、自治政策等に関する高度な識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(職務)

第4条 政策形成アドバイザーの職務は、次に定めるとおりとする。

- (1) せたがや自治政策研究所(以下「研究所」という。)が主催する会議に参加し、専門的立場から研究所の調査研究等の全般に関し、助言すること。
- (2) 研究所が実施するシンポジウム、政策研究塾、公共政策ゼミナール等の企画・運営に関し助言し、必要に応じて講師等の役割を担うこと。
- (3) 前2号に定める職務に関して学識経験を有する者を紹介すること。

(任期)

第5条 政策形成アドバイザーの任期は、年度を単位とし、1年以内とする。ただし、区長が必要と認める場合は、その再任を妨げない。

(謝礼)

第6条 政策形成アドバイザーに対する謝礼は、1時間の勤務につき、11,500 円とする。

2 前項の謝礼の支払は、実績に応じて3月毎に行うものとする。

(解職)

第7条 区長は、政策形成アドバイザーとして委嘱した者が次のいずれかに該当するときは、その職を解くものとする。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、政策形成アドバイザーに関する必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 1 日 24 基政第 3 号)

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日 25 世基政第 112 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(5) せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」発行要綱

平成 20 年 4 月 18 日

20 世政研第9号

改正 平成 27 年 1 月 21 日 26 世政調第 237 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、せたがや自治政策研究所(せたがや自治政策研究所設置規則(平成 19 年世田谷区規則 第 40 号)第1条に規定するせたがや自治政策研究所をいう。以下「研究所」という。)が発行する学術機関誌「都市社会研究」(以下「学術機関誌」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(発行目的)

第2条 学術機関誌は、区と区民の協働の推進及び区民主体のまちづくりの一層の発展を目指すため、学術論文等を通じて様々な研究者との研究交流を図り、政策形成の基盤づくりの推進を図ることを目的として発行する。

(発行回数)

第3条 学術機関誌の発行回数は年1回とする。ただし、研究所の所長(以下「所長」という。)が相当の理由があると認めるとときは、発行せず、又は1回を超えて発行することができる。

(配布方法)

第4条 学術機関誌の配布方法は、所長が別に定める。

(編集委員会)

第5条 学術機関誌の編集を行なうため編集委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する6人以内の編集委員で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 政策経営部長

(3) 所長

3 編集委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、編集委員の互選により、所長を除く編集委員の中から定める。

5 委員長が委員会に出席することができないときは、委員長があらかじめ指名する編集委員が委員長の職務を代理する。

6 委員会の事務局は、研究所に置く。

(投稿論文等の掲載)

第6条 投稿論文等の学術機関誌への掲載の可否は、別に定めるところにより行なう審査を経て編集委員会において決定する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

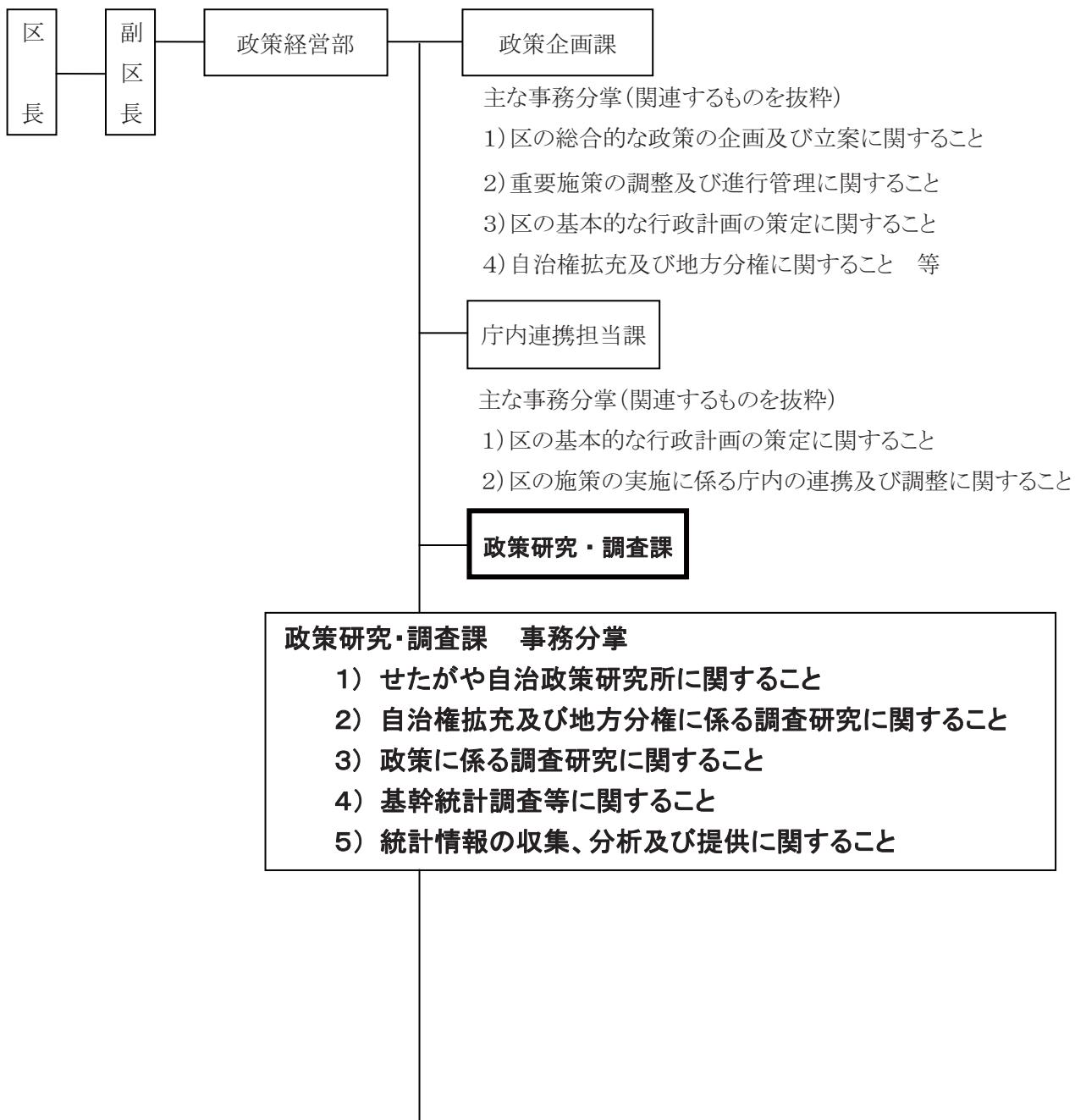
附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会運営要領(平成 27 年 2 月 1 日付 26 世政調第 237 号)による改正前のせたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」編集委員会規程(平成 20 年 4 月 25 日付 20 世政研第 10 号)により委嘱されている編集委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 組織図と事務分掌

平成 25 年度に世田谷区基本構想及び基本計画が策定されたことを踏まえ、新たに各種統計資料の分析・考察、データベースの構築などに連携して取り組み、政策研究の充実を図るため、各種統計調査等の担当部門と統合する組織改正が行なわれた。

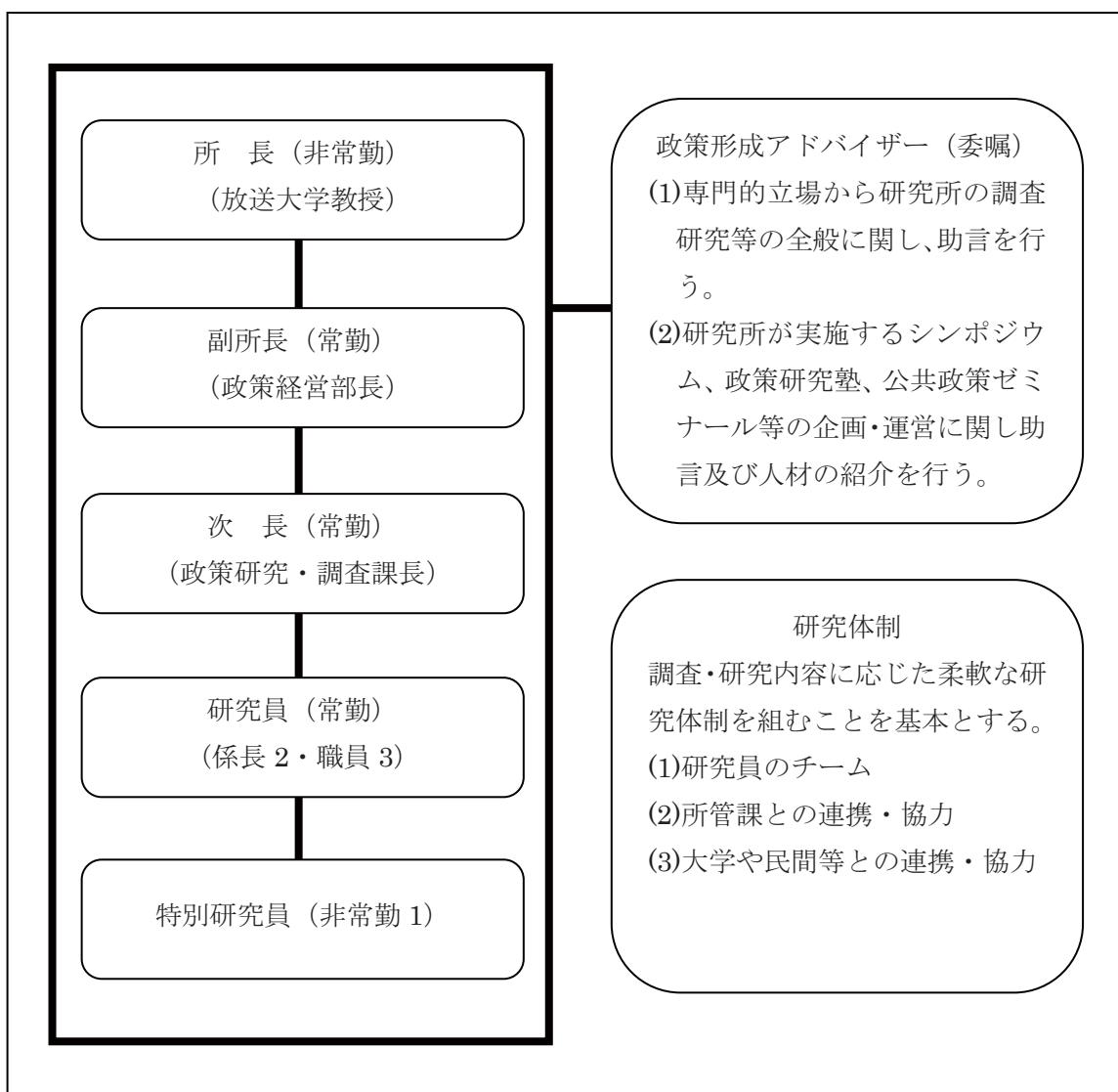


3 運営体制

せたがや自治政策研究所は、所長（非常勤参与）及び副所長（部長）・次長（課長）・研究員（区職員5名）、特別研究員（非常勤1名）の9名で構成する。また、平成24年4月1日から自治政策等に関する高度な識見を有する「政策形成アドバイザー」を設置し、専門的立場から研究所の調査研究等の全般に関し、助言を行っている。

調査・研究にあたっては、研究員による独自研究の他、研究内容に応じて関係所管課や大学・民間等の協力関係をもって進めている。

せたがや自治政策研究所の運営体制



4 調査・政策研究メンバー

研究テーマ	担当者	所属
大学・地域・行政等における連携促進に関する研究 (26年度)	椎名 武志	せたがや自治政策研究所 主任研究員
	古賀 奈穂	せたがや自治政策研究所 研究員
	荻原 尚己	せたがや自治政策研究所 研究員
世田谷区の市民活動団体に関する調査研究 (26年度)	本田 清隆	せたがや自治政策研究所 主任研究員
	青木 務	せたがや自治政策研究所 研究員
	金澤 良太	せたがや自治政策研究所 特別研究員
世田谷区のオープンデータ推進に関する研究 (26年度)	椎名 武志	せたがや自治政策研究所 主任研究員
	古賀 奈穂	せたがや自治政策研究所 研究員
	荻原 尚己	せたがや自治政策研究所 研究員
世田谷の地域特性の析出 (19年度～継続実施)	古賀 奈穂	せたがや自治政策研究所 研究員
	青木 務	せたがや自治政策研究所 研究員
	荻原 尚己	せたがや自治政策研究所 研究員
	金澤 良太	せたがや自治政策研究所 特別研究員
高齢者の社会的孤立状態と主観的孤独感 (26年度)	本田 清隆	せたがや自治政策研究所 主任研究員
	青木 務	せたがや自治政策研究所 研究員
	金澤 良太	せたがや自治政策研究所 研究員
自治体経営における政策指向型人材の育成に関する研究 (26年度)	吉田 賢一	せたがや自治政策研究所 政策形成アドバイザー

5 研究所の主な動き（直近 5 年間）

平成 22 年度	5 月	「せたがや自治政策 Vol.2」発刊
	6 月	大学連携をテーマとしたシンポジウム開催（三茶しゃれなあどホール）
	8 月	自治体学会ポスターセッション出展（佐賀武雄大会）
	12 月	学生まちづくりプレゼンテーション大会表彰式（北沢タウンホール）
	2 月	「都市社会研究 2011」第 3 号発行
平成 23 年度	5 月	「せたがや自治政策 Vol.3」発刊
	10 月	自治体学会ポスターセッション出展（東京 法政大学）
	11 月	シンクタンク神奈川主催シンポジウムでの研究発表
	11 月	超高齢社会をテーマとしたシンポジウム開催（三茶しゃれなあどホール）
	1 月	第 2 回都市調査研究グランプリ 自治体実施調査研究部門優秀賞受賞
	3 月	「都市社会研究 2012」第 4 号発行
	3 月	「基本構想シンポジウム」開催（三茶しゃれなあどホール）
平成 24 年度	5 月	「せたがや自治政策 Vol.4」発刊
	8 月	組織改正（基本構想・政策研究担当部 基本構想・政策研究担当課）
	8 月	自治体学会ポスターセッション出展（広島大会）
	10 月	日本都市センター主催「都市政策交流会」での研究発表
	10 月	日本大学文理学部総合研究科目での講義（研究発表）
	3 月	「都市社会研究 2013」第 5 号発行
平成 25 年度	5 月	「せたがや自治政策 Vol.5」発刊
	11 月	自治体学会ポスターセッション出展（静岡大会）
	3 月	「都市社会研究 2014」第 6 号発行
	3 月	「せたがや自治政策研究所運営方針」改定
平成 26 年度	5 月	「せたがや自治政策 Vol.6」発刊
	12 月	東京商工会議所「地方分権推進委員会」での講演
	12 月	世田谷まちづくり大学生プレゼン大会開催（成城ホール）
	1 月	シンポジウム「防災と地域コミュニティ」開催（三茶しゃれなあどホール）
	3 月	「都市社会研究 2015」第 7 号発行

6 これまでの研究テーマ

せたがや自治政策 Vol.1	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷の地域特性の析出 ・少子化と就労女性の支援ネットワーク ・世田谷の魅力を高めるまちづくり ・地域活動を基盤にした協働社会のあり方
せたがや自治政策 Vol.2	<ul style="list-style-type: none"> ・住民力 ・観光資源 ・世田谷の地域特性の析出 ・環境 ・ソーシャルビジネス
せたがや自治政策 Vol.3	<ul style="list-style-type: none"> ・大学連携のあり方 ・住民力 ・世田谷の地域特性の析出
せたがや自治政策 Vol.4	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会 ・大震災と自治体の対応に関する研究 ・住民力（事例分析） ・世田谷の地域特性の析出 ・地域での国際交流活動の推進
せたがや自治政策 Vol.5	<ul style="list-style-type: none"> ・区民参加に関する研究 ・都区制度改革に関する研究 ・地域における社会関係資本に関する研究 ・世田谷の地域特性の析出 ・地域公共施設の住民管理に関する研究
せたがや自治政策 Vol.6	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区職員による自治権拡充の検討 ・世田谷区におけるコミュニティ行政の展開とその特徴に関する研究 ・世田谷の地域特性の析出 ・地域の社会関係資本測定のための指標再考 ・孤立死リスクの高い高齢者への支援のあり方 ・ヒートアイランドと再生可能エネルギー

7 予算

平成 22 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	15,367,000 円
平成 23 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	14,425,000 円
平成 24 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,740,000 円
平成 25 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,225,000 円
平成 26 年度	総務費	総務管理費	企画調整費	予算額	7,565,000 円

8 都市シンクタンク等一覧

No.	シンクタンク名	設置市等
1	青森公立大学地域研究センター	青森地域広域事務組合
2	盛岡市まちづくり研究所	盛岡市（岩手県立大学内）
3	げんたか研究所	高萩市
4	うつのみや市政研究センター	宇都宮市
5	高崎経済大学地域政策研究センター	高崎市
6	かすかべ未来研究所	春日部市
7	戸田市政策研究所	戸田市
8	松戸市政策推進研究室	松戸市
9	港区政策創造研究所	港区
10	新宿自治創造研究所	新宿区
11	せたがや自治政策研究所	世田谷区
12	(公財) 荒川区自治総合研究所	荒川区
13	八王子市都市政策研究所	八王子市
14	三鷹ネットワーク大学推進機構	三鷹市
15	町田市未来づくり研究所	町田市
16	(公財) 東京市町村自治調査会	東京都の多摩・島しょ地域 26市5町8村
17	横須賀市都市政策研究所	横須賀市
18	鎌倉市政策創造担当	鎌倉市
19	さがみはら都市みらい研究所	相模原市
20	みうら政策研究所	三浦市
21	伊勢原市政策研究所	伊勢原市
22	新潟市都市政策研究所	新潟市
23	上越市創造行政研究所	上越市
24	(公財) 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター	名古屋市
25	四日市地域研究機構	四日市市
26	草津未来研究所	草津市
27	(公財) 京都市景観・まちづくりセンター	京都市
28	(公財) 大学コンソーシアム京都	京都市
29	(公財) 堺都市政策研究所	堺市
30	岸和田市企画調整部政策企画課企画担当	岸和田市
31	とよなか都市創造研究所	豊中市
32	マッセ OSAKA (おおさか市町村職員研修研究センター)	大阪府内の政令指定都市を除く 31市9町1村
33	(公財) 神戸都市問題研究所	神戸市
34	(公財) 尼崎地域産業活性化機構	尼崎市
35	(財) 下関 21世紀協会	下関市
36	北九州市立大学都市政策研究所	北九州市
37	(公財) 福岡アジア都市研究所	福岡市
38	熊本市都市政策研究所	熊本市

出典：公益財団法人日本都市センター (<http://www.toshi.or.jp/?cat=53>) (平成27年5月現在)

せたがや自治政策 Vol. 7

発 行 平成 27 年 6 月 広報印刷物登録番号 No.1285
編集・発行 せたがや自治政策研究所
(世田谷区政策経営部政策研究・調査課)
〒154 - 0021 世田谷区豪徳寺 2 - 28 - 3
電話／03 - 3425 - 6124
FAX／03 - 3425 - 6895

